

【令和5年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
1 市民と議会の関係（第5章）				
(第11条第1項) 議会は、その活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	議会活動の情報公開の徹底	会議録はホームページで検索システムにて公開している。議会映像は生中継及び録画をホームページで提供。常任・特別委員会記録は随時公開。その他議案書、審議結果等も公開している。議会日程については、防災行政無線、ホームページで住民に周知している。また、年間の定例会予定を公表している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回の議会だよりにより概ねできている。ホームページから閲覧もできる。</li> <li>・議会中継の録画公開までの時間短縮の必要性あり。</li> <li>・議場での一般質問資料投影により、傍聴者・中継視聴者への情報公開が必要（近隣市町議会ではなされていないのは当市議会くらいである）。</li> <li>・議会中継を実施していることはよかった。今後はSNS等での活動報告をして、若い世代への周知をしていく必要がある。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
(第11条第4項) 市民との意見交換の機会を設け、議会及び議員の政策立案能力の強化、拡大を図る	意見交換会の実施	市内各地で住民の方々または団体等を対象に議会報告会を開催してきた。しかし、コロナ禍により令和2年度から令和4年度は実施ができなかったが、令和5年に開催できた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員と語る会を実施して市民の市政に対する要望・意見を聞いている。</li> <li>・今年度、3年ぶりに議員と語る会が開催された。また、商工会議所との語る会もあり、今の時点ですべきことはできている。ただ、まだ十分とは言えない。</li> <li>・参加者が偏る傾向あり。参加者の多様性を図る必要がある。</li> <li>・若年、女性など新たな参加者、団体の参加の工夫が必要。アンケートにより市民の意見を収集することも考えられるのでは。</li> <li>・議員と語る会を実施でき、市民のご意見を聞くことができたので良かった。参加者が少なかったため、たくさんの市民に来ていただけるよう努力が必要である。</li> <li>・市民との意見交換においては、各種団体等との機会を増やすことも必要であるとする。議会報告活動において、参加する市民の方が議会や議員の批判を目的に参加していることは憂慮すべきことであり、参加者の前向きかつ建設的な発言で行われるべきで、課題として考えるべきである。</li> </ul>	3
(第11条第5項) 市政全般にわたり、議員と市民が自由に情報・意見交換する議会報告活動を年1回以上行うよう努める。	議会報告会の実施			
2 議会と行政の関係（第5章）				
(12条第1項) 本会議での質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答方式で行う。	質疑における一問一答制の導入	一般質問は60分の持ち時間において一問一答で行っている。また、第1回定例会における当初予算に関する総括質疑について、一問一答制に変更した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一問一答制の導入は行っている。</li> <li>・一問一答により論点や争点が分かりやすく、概ねできている。</li> <li>・なされていると思うが、質問が長くなると論点がぼける傾向あり。</li> <li>・一問一答制は定着しているが、当初予算総括質疑の少なさが気になる。</li> <li>・一問一答ができている議員がほとんどだが、中にはできていない議員がいるのが残念である。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
(第12条第2項) 本会議、委員会へ出席した市長等は議長、委員長の許可を得て、議員の質問等に対して論点・争点を明確にするため反問することができる。	市長等の反問権	市長等において議長の許可を得て実施しており、議員からの質問の確認がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑等によっては、反問権を行使している。</li> <li>・ある程度、市長の反問権は行使されている。</li> <li>・現市長はもっと行使してもよいと思うが、それこそ本人の自由だ。</li> <li>・自分の記憶では、1回だけ反問されたことがあったが、議員の質問の意図を明確にするために反問権を使って良いと思う。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3
(第12条第3項) 議員が行う市長等への口頭による要請等に対し、両者の関係の透明性を図るため、日時、内容、対応等を記録した文書を作成するよう市長に求める。	議員からの要請等に対する記録作成依頼	議会基本条例制定時から市長へ依頼し、現在実施している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員からの要請に対する記録作成依頼は実施されていない。</li> <li>・口頭による要請等に対し、文書化していると思うが、必要な場合は確認する必要がある。</li> <li>・要請したことがあるが、文書を確認したことはない。今後活用したい。</li> <li>・できていないのではないかと。</li> <li>・昨年の新人議員の一般質問の中で、質問なのか要望なのか分かりづらい中において、それを文書で答えるのは難しいと思った。その他のケースではできていると思う。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3
(第13条) 市長等が策定する政策、計画等について、議会が必要と認めた場合は、政策等の発生源、経緯等について市長等に説明を求めることができる。	議会に対する施策等の説明	平成27年第1回定例会で同規定により、市民交流センター等建設計画の進捗状況について市長に説明を求めた事例がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて説明を受けているが、十分とは言えない。</li> <li>・概ねなされていると理解している。</li> <li>・説明を求められるべき案件は多くあると考えるが、十分には実施されていないのではないかと。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3
(第14条) 予算及び決算の審議に当たり、第13条の規定に準じ、市長等に対し説明資料の提出を求めることができる。	予算・決算審議における政策説明	必要に応じ委員会等で資料提出を求めている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてできているが、個人の説明資料がまだ提出を受けることができていない。</li> <li>・やり方を熟練して活用したい。</li> <li>・詳細資料の提供を委員会などで求めなくても、新規や重要な事業については積極的に資料を用いて説明いただきたい。</li> <li>・概ねできている。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3

【令和5年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
3 討議の拡大（第7章）				
（第15条第2項） 本会議及び委員会において議案審議による結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努め、結果について市民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	討議による議会の合意形成	各常任委員会及び特別委員会で委員間討議を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 討議に対する議員の認識不足。本会議はもとより委員会においても討議をする段階ではない。そのためのルール作りから始めるべきである。</li> <li>・ 討議は委員会においてはある程度できているが、本会議においてはできていない。</li> <li>・ 大切なことだ。お互いの主張の水掛け論に終始することなく、中庸の意識をもって建論的な合意形成に向け、討議技術を磨きたい。</li> <li>・ 産業厚生委員会では徐々に討議もなされるようになってきている。</li> <li>・ 委員会の中での討議は活発とは言えないが、討議がないということは合意形成ができているということだと理解している。</li> <li>・ 現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3
（第16条第1項） 議会は、市政に関する重要な施策及び課題に対して、政策検討会を開催し、十分な討議を行い政策提言に努めるものとする。	政策検討会の設置	議会運営委員会で調査等を行っているが、設置までは至っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策検討会の設置もない。</li> <li>・ まだできていない。</li> <li>・ 必要性は感じるが、ほとんどなされていないと思う。</li> <li>・ できていない。中津市議会の例などを参考にしたい。</li> <li>・ 現状はできていない。議員と語る会で聞いたことを用いて政策討論をするべきである。</li> <li>・ 政策研究会が設置されていない状況であり、また、議員数の現状では研究会の役割は議会運営委員会が担うべきと考える。</li> </ul>	2
4 委員会の活動（第8章）				
（第17条第1項） 委員会は其所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努める。	委員会による政策提案	各常任委員会において、所管事務調査項目を選定し積極的に調査研究を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の所管事務調査は、積極的に行っている。調査終了後に所管課との意見交換も実施している。</li> <li>・ 所管事務調査は、コロナ後、十分にできるようになった。ただ、政策提案までは至っていない。</li> <li>・ ほとんどなされていない。努力目標だ。</li> <li>・ これまではできていないが、前向きに検討すべき。</li> <li>・ 委員会での調査研究はできているが、政策提案までは至っていない。</li> <li>・ 現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
（第17条第2項） 参考人制度、公聴会制度を十分活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。	専門的・政策的識見の活用	請願、陳情等の委員会審査について、必要に応じて参考人制度を活用している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の討議に反映できるような専門的または政策的識見が得られる公聴会制度は十分活用できていない。</li> <li>・ 大切なことではあるが、十分人柄を吟味して、時間の無駄にならないようにしたいものだ。</li> <li>・ 以前実施した阿久根高校跡地検討委員会での参考人招致等を例に、最近行われていないので専門家招致を活用したい。公聴会制度も研究、実践したい。</li> <li>・ 請願、陳情において参考人招致をして意見を聴取できている。</li> <li>・ 現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3
（第17条第3項） 委員会は、その年度の活動内容の検討を行い、委員会の活動計画を策定する。	委員会活動計画の策定	年間において計画的に活動を行っているが、コロナ禍においては十分な調査ができていなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会では、年間の活動計画を策定しそれに基づき、調査を実施している。</li> <li>・ 委員会活動計画の策定は、年度初めに十分な話し合いができている。</li> <li>・ なされていると思うが、今少しキメの細かい論議が必要か。</li> <li>・ 政策提案等の成果を上げることを年間計画の目標としたい。</li> <li>・ 計画にそって概ねできている。</li> <li>・ 現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
（第17条第4項） 視察を行った場合、内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設ける。	視察内容の報告及び意見交換	所管事務調査後に議会で報告を行うとともに、必要に応じて関係課等との意見交換を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視察内容は、所管課との意見交換を踏まえ、最後に本会議で調査の報告をする。</li> <li>・ 視察に基づいた関係部署との意見交換は、これからやっていくものと思う。</li> <li>・ 大切であるが、義務的・儀礼的な報告ではなく、簡素でも要を得た建設的なものにしたいものだ。</li> <li>・ 関係部署へのヒアリング、意見交換は行っていた（コロナ前）が、本会議での報告は2年終了時のみだったかと。随時実施するか要検討。</li> <li>・ 視察の報告はできている。</li> <li>・ 現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4

【令和5年度】 議会基本条例規定項目についての実施状況及び議会運営委員会における評価一覧

※評価については、5段階評価（最高が5、最低が1）

区分 基本項目・重点項目	具体的な実施項目	実施状況又は経過	議会運営委員からの主な意見	委員会の評価
5 議会及び議会事務局の体制整備（第9章）				
(第18条) 議員の政策形成及び立案能力向上のため、研修の充実を図り、また広く各分野の専門家、市民各層との研修会の開催に努める。	議員の研修体制の充実	これまで県市議会議長会等の研修に加え、全国研修等に一部議員が参加してきている。しかし、コロナ禍においては、議員派遣が難しかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所との意見交換会を実施。市民各層との意見交換に努める。</li> <li>・ほとんどできていない。</li> <li>・予算の限りもあるが、質・量ともに努力したいものだ。</li> <li>・研修費用、機会の拡大を望む。</li> <li>・新人議員が多いので研修は必要である。</li> <li>・議員の政策形成及び立案能力向上には、議員の研鑽が不可欠であり、議員の政務活動費または議会予算を確保すべきである。</li> </ul>	2
(第19条) 議員の政策形成及び政策立案を補助する議会事務局の調査機能、法務機能の充実強化を図る。	議会事務局の体制整備	正規職員が1名減員され、平成27年度から議会事務局嘱託員、令和元年度から会計年度任用職員での採用となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局の職員数を増員する必要がある。</li> <li>・議会事務局の調査機能、法務機能は充実しているが、生かしていない。</li> <li>・概ね努力されていると思う。</li> <li>・調査、政策立案のためにはもう1名の増員必要。</li> <li>・事務局はしっかり補助をしてくれている。ただ、人数が足りない。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	3
(第20条) 議会活動及び市政に係る重要な情報を市民に周知する。また多くの市民が議会に関心を持つよう議会広報活動に努める。	議会広報活動の充実	平成27年4月から常任委員会として広報広聴委員会が設置され、定例会または臨時会ごとに議会だよりを発行し、議員と語る会の開催も主体的に行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回の広報誌の配布により、市民に対して広報活動はできている。</li> <li>・議会中継、議会だよりの発行、議事録の閲覧など、概ね広報活動はできている。</li> <li>・努力が評価につながっているとは言えないが、概ねなされていると思う。</li> <li>・ネット・SNSを使った若年層向けの広報、広報誌内容の議員間での意思統一などに研究の余地あり。</li> <li>・議会だよりは市民に読みやすい記事作りに努力をしているが、傍聴できなかった市民にも分かりやすい紙面ということでは、まだまだ努力が必要である。公平性のある内容が必須。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
6 議員の身分及び待遇（第10章）				
(第21条) 議員定数は条例で定め、改正に当たっては、市政の現状・課題等を十分考慮し、参考人・公聴会制度により市民の意見を聴く。	議員定数改正の考え方	平成30年の特別委員会では定数を1減し15人とされ、令和5年に1減の14人とされた。区長アンケートや陳情において参考人招致が行われた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数改正で市民の声を十分に聴けていない。それは賛成意見・反対意見も含めてである。</li> <li>・極端な市民意識に迎合することなく、多様性を重視した議会体制を維持することが大切だ。</li> <li>・議員定数については、改正するしないに関わらず毎期検証は行うべき。</li> <li>・委員会での審査等を考えると、この人数が最低限度といえる。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
(第22条) 議員報酬は条例で定め、改正に当たっては特別職報酬等審議会に基づく市長が提案する報酬を考慮し、明確な改正理由を付して提出する。	議員報酬改正の考え方	令和4年度に議員定数も含めた特別委員会において調査され、令和5年度に平成11年以来、報酬及び定数が改正された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正に当たっては、特別職報酬等審議会に基づく市長の提案を考慮し、改正理由を付して提出できている。</li> <li>・極端な市民意識に迎合することなく、議員という仕事がやり甲斐があり、魅力あるものにするために、自分たちをディスカウントすることなく取り組みたい。</li> <li>・議員報酬については、改正するしないに関わらず毎期検証は行うべき。</li> <li>・特別職報酬等審議会を経て、報酬が決まっているのだから良いと思う。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4
末尾				
(第24条) 議会は1年に1回、この条例の目的が達成されているか議会運営委員会において検討し、必要があれば改正を含む適切な措置を講じる。	議会基本条例の検討及び見直し	議会運営委員会において基本条例の各項目の達成度等について検討を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今のところ議会基本条例の改正は、必要はない。</li> <li>・検討、見直しは概ねできている。</li> <li>・儀礼的なものにならないように、（自分自身も含めて）取り組んでいきたいものだ。</li> <li>・基本条例については、議運委員以外の議員も含めた全員協議会でも議論してもよいかも。</li> <li>・年一回の検討を行っていることは良い。改善点があればその都度改善していくようににする。</li> <li>・現在の状況で問題ないと思います。</li> </ul>	4